

ID: 224

担当部署: 都市整備課

処分の概要	社会福祉法人等に対する使用許可の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	高根沢町営住宅管理条例 第47条		
例 規 番 号	平成9年条例第26号		
【基準】	<p>第47条の規定による。 (使用許可の取消し)</p> <p>第47条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、町営住宅の使用許可を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。(2) 町営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。		
備考			
設 定 年 月 日	令和7年3月27日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日